

平成 26 年 7 月 17 日
一般社団法人 投資信託協会

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等について

I 改正等の目的

平成 24 年 12 月 12 日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）として、

「○ 信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する

○ デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する」

が提言されたことを受け、金融庁が、金融商品取引業等に関する内閣府令（投資運用業者に関する禁止行為）において、第 130 条第 1 項第 8 号の 2 を新設することから（平成 26 年 7 月 2 日同内閣府令の一部改正を公布）、この改正を円滑に実施し、運用財産の内容についての制限の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、本会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等を行うものとする。

II 主な改正等の内容

1 投資信託等の運用に関する規則

- (1) 組入投資信託証券の範囲等において、当該投資信託財産の純資産総額の 5% の範囲で運用している投資信託証券について、第 17 条の 2 の規定は適用しない旨を加える。 (第 12 条第 2 項)
- (2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する額の方式を細則に定める。 (第 17 条第 2 項)
- (3) 信用リスク集中回避のための投資制限の規定を定める。 (第 17 条の 2)
- (4) 信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定を定める。 (第 17 条の 3)
- (5) 投資信託に組入れる財産が一定の比率を超えた場合の措置について、第 19 条第 1 項「(3)」、「(4)」、「(5)」及び「2.」、「3.」の規定を削除する整備を行う。 (第 19 条)

(6) 第 17 条の 2 の規定が公募のファンド・オブ・ファンズに適用する旨の規定を定める。
(第 23 条第 2 項)

2 投資信託等の運用に関する規則に関する細則

- ・ 規則第 17 条第 2 項に定める委託会社が合理的な方法により算出する方式を定める。
(第 6 条の 2)

3 投資信託等の運用に関する委員会決議

- ・ 規則第 17 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する自主規制委員会で定める国を定める。
(委員会決議 2)

4 信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドラインの制定

- ・ 委託会社会員が「金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2 及び「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示す。

5 デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン

- (1) 現行のデリバティブ取引等をヘッジ目的で用いる場合とヘッジ目的以外で用いる場合の管理方法の規定を、ヘッジ目的で用いる場合には「簡便法」、「標準的方式」、「VaR 方式」からの選択適用を可能とし、ヘッジ目的以外で用いる場合には「標準的方式」、「VaR 方式」からの選択適用を可能とする規定の整備を行う。
(ガイドライン 3)

- (2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示を加える。

(ガイドライン 4)

6 交付目論見書の作成に関する規則

- ・ 投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当するファンドについて、交付目論見書に記載する規定を定める。

(第 5 条の 2)

7 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

- ・ 規則第 5 条の 2 に定める対象ファンドの名称等に係る記載方法を定める。

(第 6 条の 2)

8 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

- (1) 信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示についての規定を

定める。 (第 19 条の 2)

- (2) デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示についての規定を定める。 (第 27 条の 3)

9 その他、必要な字句修正等の整備を行う。

III 実施日

- ・ 「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する委員会決議」の改正及び「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン」の制定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。ただし、この規則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。
- ・ 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」、「交付目論見書の作成に関する規則」、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。